

様式44

令和 7 年 6 月 17 日

三重県知事 一見勝之 殿

医療法人の住所 三重県鈴鹿市平田一丁目3番7号
医療法人の名称 医療法人 誠仁会
理事長名 田中 彩子
電話 (059) 378-0052

決 算 届

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



様式 1

事業報告書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 誠 仁 会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市平田一丁目3番7号

(3) 設立認可年月日 昭和 63年 3月 25日

(4) 設立登記年月日 昭和 63年 3月 29日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	塩川病院	2410305201	三重県鈴鹿市平田 一丁目3番7号	一般病床 42床 回復期リハ病床 15床
診療所	椿診療所	2410305524	三重県鈴鹿市山本 町字中辻747番 11	
介護老 人保健 施設	アルテハイ ム鈴鹿	2450380015	三重県鈴鹿市平田 一丁目3番5号	入所定員 150名 通所定員 80名
介護老 人保健 施設	パークヒル ズ高塚	2450380049	三重県鈴鹿市高塚 町字北新地203 6番地	入所定員 150名 通所定員 70名

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
在宅介護支援センター	三重県鈴鹿市平田一丁目3番5	

アルテハイム鈴鹿	号	
訪問看護ステーション アルテハイム鈴鹿	三重県鈴鹿市平田一丁目2番8号	
ホームヘルパーステーション アルテハイム鈴鹿	三重県鈴鹿市平田一丁目3番5号	
居宅介護支援事業所 かどや	三重県鈴鹿市高塚町216番3	
居宅介護支援事業所 アルテハイム鈴鹿	三重県鈴鹿市平田一丁目3番5号	
居宅介護支援事業所 パークヒルズ高塚	三重県鈴鹿市高塚町字北新地2036番地	
デイサービスセンター未来	三重県鈴鹿市平田一丁目2番8号	
鈴鹿第1地域包括支援センター	三重県鈴鹿市高塚町216番3	【鈴鹿亀山地区広域連合から委託を受けて管理】
鈴鹿第2地域包括支援センター	三重県鈴鹿市平田一丁目3番5号	
鈴鹿第1介護予防支援事業所	三重県鈴鹿市高塚町216番3	
鈴鹿第2介護予防支援事業所	三重県鈴鹿市平田一丁目3番5号	
デイサービスセンターうらら	三重県鈴鹿市国府町字市場2459番地	
介護付き有料老人ホーム メディカルヴィラはなみずき	三重県鈴鹿市平田一丁目2番22号	
看護小規模多機能ホーム アルテハイム鈴鹿	三重県鈴鹿市平田一丁目2番8号	
居宅介護支援事業所 うらら	三重県鈴鹿市国府町字市場2459番地	

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 5月 27日	令和5年度決算の決定
〃	役員の改選
〃	理事報酬額の承認
令和 7年 3月 27日	令和7年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和7年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 誠仁会
所在地 三重県鈴鹿市平田一丁目 3 番 7 号

※医療法人整理番号 A56

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	3,485,978 千円
2. 負 債 額	3,428,979 千円
3. 純 資 産 額	56,999 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	838,503
B 固 定 資 産	2,647,475
C 資 産 合 計 (A + B)	3,485,978
D 負 債 合 計	3,428,979
E 純 資 産 (C - D)	56,999

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人 誠仁会
所在地 三重県鈴鹿市平田一丁目3番7号

※医療法人整理番号 A56

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	838,503	I 流 動 負 債	1,130,869
現金及び預金	165,652	買 掛 金	131,650
事業未収金	551,422	短期借入金	818,500
たな卸資産	12,195	未 払 金	48,655
仮 払 金	1,898	未 払 費 用	43,116
前 払 費 用	7,360	未 払 法 人 税 等	6,013
未 収 入 金	62,793	前 受 金	50
その他の流動資産	37,183	預 り 金	80,359
II 固 定 資 産	2,647,475	仮 受 金	2,526
1 有 形 固 定 資 産	2,397,645	II 固 定 負 債	2,298,110
建 物	1,348,760	長 期 借 入 金	2,297,736
構 築 物	19,338	長 期 未 払 金	374
医療用器械備品	27,100	負 債 合 計	3,428,979
その他の器械備品	33,641	純 資 産 の 部	
車両及び船舶	0	科 目	金 額
土 地	944,010	I 出 資 金	99,000
一括償却資産	4,338	II 積 立 金	△ 42,001
建設仮勘定	20,458	代 替 基 金	0
2 無 形 固 定 資 産	7,917	任 意 積 立 金	0
電話加入権	1,582	繰越利益積立金	△ 42,001
ソフトウェア	6,335	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
3 その他の資産	241,913	その他有価証券評価差額金	0
投資有価証券	14,805	繰延ヘッジ損益	0
繰延資産	682	純 資 産 合 計	56,999
繰延消費税	6,644	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,485,978
その他の固定資産	219,782		
資 産 合 計	3,485,978		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 誠仁会
所在地 三重県鈴鹿市平田一丁目3番7号

※医療法人整理番号 A56

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,296,988
2 事業費用		3,363,250
本来業務事業損失		66,262
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		589,352
2 事業費用		574,599
附帯業務事業利益		14,753
事業損失		51,509
II 事業外収益		
受取利息	145	
その他の事業外収益	73,510	73,655
III 事業外費用		
支払利息	51,082	
その他の事業外費用	0	51,082
経常損失		28,936
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
過年度損益修正損	0	0
税引前当期純損失		28,936
法人税・住民税及び事業税		205
当期純損失		29,141

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 誠 仁 会
理 事 長 田 中 彩 子 殿

私は、医療法人 誠仁会の令和 6 年度 会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 1 7 日

医療法人 誠仁会

監 事 古 川 吉 宏